

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 奈良県緑化土木協同組合
代表者及び住所 奈良県奈良市東紀寺町2-8-8
代表理事 野島 岩雄
2. 指名停止措置期間 : 令和5年7月18日から令和5年10月17日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 奈良県緑化土木協同組合は淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面对策工事」について、落札決定したにもかかわらず契約を辞退し、既に契約を締結している奈良国道事務所発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」及び滋賀国道事務所発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」について履行不能届を提出し、契約解除に至った。
5. 指名停止措置理由 : 奈良県緑化土木協同組合が既契約案件について履行不能届を提出し契約解除に至ったこと、また落札決定した案件について契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 近畿日本ツーリスト株式会社
代表者及び住所 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
代表取締役 高浦 雅彦
2. 指名停止措置期間 : 令和5年7月18日から令和5年8月17日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2名は国の新型コロナワクチンのコールセンター事業を巡り、自治体に過大請求していたとして、令和5年6月15日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2名が詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)